

利用調整(入園選考)について

～令和7年度版～

問い合わせ先
箕面市教育委員会事務局 子ども未来創造局
保育幼稚園利用室(子ども総合窓口)
〒562-0003 箕面市西小路4-6-1
電話 :072-724-6791 / FAX :072-721-9907

1. 利用調整とは

保育施設への入園申請に提出された書類の内容に基づき、別紙「利用調整選考基準」に則って各世帯の点数を決め、その点数の高い児童から順番に入園の調整を行うことを「利用調整(入園選考)」といいます。

<利用調整のイメージ>

- ①同じ0歳児であるAさん、Bさん、Cさんが次のとおり入園を希望します。

【保育園の0歳児の空き状況】

- 保育園: 空き0名
- ▲▲保育園: 空き1名
- 保育園: 空き1名

高得点順	第1希望	第2希望	第3希望
1:Aさん	●●保育園	▲▲保育園	■■保育園
2:Bさん	▲▲保育園	希望なし	希望なし
3:Cさん	▲▲保育園	●●保育園	■■保育園

- ②保育園の空き状況を踏まえ、Aさん→Bさん→Cさんと点数の高いかたから希望順に利用調整を行います。

Aさん 第1希望の●●保育園には空きがないため、第2希望の▲▲保育園を選考します。空きがあるため▲▲保育園に内定となります。

Bさん 第1希望の▲▲保育園は、Aさんの内定により空きがなくなったため内定できません。第2希望の記載がないため、この時点で調整が終了し、保留(待機)となります。

Cさん 第1希望と第2希望の保育園には空きがないため、第3希望の■■保育園を選考します。空きがあるため、■■保育園に内定となります。

保護者が記入された利用希望施設についてのみ選考を行いますので、施設を複数記入されると内定のチャンスが増えます。送迎できる範囲で複数の施設をご記入ください。



2. 利用調整選考基準の仕組み

利用調整選考基準は、「基本分(基本点数を記載)」と「調整分(調整点数を記載)」から成り立っています。基本点数とは保護者の「保育を必要とする事由を証明する書類」に基づき決定されるもので、調整点数とは世帯の状況等により加点・減点の調整をするものです。利用調整はそれらを合計した「世帯の点数」をもって行われます。



※「世帯の点数」は申請児童ごとに決定します。同一世帯のきょうだいの点数が異なる場合があります。

※同一施設への入園希望者が同点になった場合は、別紙「利用調整選考基準(調整分)」の備考2に記載のとおり、優先順位の高いかたから内定します。

基本点数

保護者の「保育を必要とする事由を証明する書類」に基づき、決定します。以下及び別紙「利用調整選考基準(基本分)」の該当箇所をご確認ください。

- 該当するのは原則保護者1人につき1項目とし、複数の項目に該当する場合は、基本点数が高いほうを採用します。ただし次の例外があります。
 - 被雇用・自営(中心者)、自営(協力者)、内職のうち複数に該当する場合はそれぞれの時間数を勘案した計算方法により基本点数を算出するものとします。
 - 類型間の時間数の合算により児童を保育することができないと認められる場合は、時間数の割合の多い類型(被雇用・自営(中心者)、自営(協力者)、内職、介護・看護、通学、通信)における最低点数をつけます。なお、時間数の割合が同等の場合は、類型(被雇用・自営(中心者)、自営(協力者)、内職、介護・看護、通学、通信)における最低点数を比較し、より高い点数をつけるものとします。
- 就労の場合、正社員やアルバイトなどの雇用形態は点数には影響せず、就労時間の長さに応じた点数になります。
- 育児休業後に時短勤務を予定されるかたで、就労先との契約内容が当初から変更されていない場合は、契約された就労時間にて点数を決定します。

調整点数

「育児休業から復職する」「子ども2人分を同時申請する」などの、世帯の状況等により加点・減点の調整をします。ご自身の世帯がどの項目に該当するのかは以下の具体的や補足説明とあわせて別紙「利用調整選考基準(調整分)」をご確認ください。

《よくある具体例》

前提条件をあわせるため、例1～3全て育児休業から復職する場合とする。

例1) 第1子の入園申請をする場合…1点を加点(5番による)

例2) きょうだい同時に入園申請をする場合…2点を加点(5番及び8番による)

例3) きょうだいである第1子が保育園に在籍中で第2子の入園申請をする場合
…4点を加点(5番及び7番による)

番号	項目	補足説明
1	ひとり親世帯及びそれに準ずる世帯(基本分の類型1に該当し、生活保護を受給している世帯)	ひとり親世帯とは母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第1項及び第2項に規定する配偶者のいないかたで、現に児童を扶養しており、児童扶養手当の認定を受けているまたは遺族年金を受給している世帯を意味します。
2	ひとり親世帯及びそれに準ずる世帯(基本分の類型1に該当し、生活保護を受給していない世帯)	
3	ひとり親世帯及びそれに準ずる世帯(番号1、2を除く。)	
4	生活保護受給世帯(基本分の類型1に該当する世帯)(番号1を除く。)	
5	育児休業から復職する場合	入園申請の場合が対象です。
6	市内の保育所等を利用できていないが、現に月48時間以上就労している場合(認定こども園に在籍中で1号認定から2号認定への変更を希望する場合を含む。)(番号12を除く。)	幼稚園や祖父母等に預けながら又は子どもを保育しながら月48時間以上の就労をしている場合かつ入園申請の場合が対象です。
7	基本分の類型1(就労予定を除く。)に該当し、きょうだいが保育所等、幼稚園、認可外保育施設(市内外を問わない。)にすでに在籍している場合	入園申請の場合が対象です。
8	きょうだいと共に利用申込みをする場合(申請児童以外のきょうだい1人につき1点加算)	転園申請の場合や認定こども園1号認定(幼稚園コース)から認定こども園2号認定(保育園コース)に変更する場合、きょうだいが広域申請をする場合も対象です。

9	市内の保育所等に在籍中で他の保育所等への転園を希望する場合(番号10、11を除く。)	転園申請の場合が対象です。
10	きょうだい別々の市内の保育所等に在籍しており、きょうだい同様の保育所等またはきょうだい同一の保育所等を第1希望として転園を希望する場合(番号11を除く。)	転園申請の場合が対象です。なお、保育所等には認定こども園(幼稚園コース)を含みます。
11	2歳児クラスまでの市内の保育所等を卒園予定の児童で、5歳児クラスまでの市内の保育所等への転園を希望する場合(申請児童が満3歳到達後最初の4月に転園する場合に限る。)	転園申請の場合が対象です。なお、番号10と番号11の両方に該当する場合は、本点数に1点を加えた8点を加点します。
12	市外の保育所等に在籍中の場合(転入予定)	
13	転入予定で箕面市に居住する証明(不動産売買契約書、賃貸借契約書等)がない場合	
14	正規雇用の保育士又は正規雇用にあらずる保育士として市外の保育所等に就労する場合かつ入園を希望する場合	入園申請の場合が対象です。市内の場合は、別紙「利用調整選考基準(調整分)」における備考5をご確認ください。

※利用調整選考基準は適宜見直しを行っているため、改正する場合があります。